

海外留学生に関する規程（大学院・大学（芸術学部）・短期大学部共通）

（目的）

第1条 この規程は、本学学則に定める学生の海外留学について必要事項を定める。

（定義）

第2条 この規程における海外留学（以下「留学」という）とは、外国において外国の大学等が開講する授業科目を履修することをいう。

2 前項の「外国の大学等」とは、学位授与権を有する正規の大学院・大学・短期大学及びそれらに相当する高等教育機関をいう。

（区分）

第3条 この規程における海外留学生とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 協定海外留学生： 本学と学術交流協定を締結している外国の大学等へ、本学の許可を得て留学する者

(2) 認定海外留学生： 本学が認定する前号以外の外国の大学等へ、本学の許可を得て留学する者

（留学期間）

第4条 留学期間は次の各号のいずれかとする。

(1) 夏期休業期間内又は春期休業期間内

(2) 4ヶ月以上1年以内

2 前項第1号に定める留学期間は、認定海外留学生には適用しない。

3 留学期間の始期は学長が許可した日本留学予定日の前後で直近の月初日とし、終期は学長が許可した日本帰国予定日の前後で直近の月末日とする。ただし、第1項第1号に定める留学期間の場合はこの限りではない。

（出願資格）

第5条 留学を希望する者は、次の各号のいずれかを満たさなければならない。ただし、第4条第1項第1号に定める留学期間による留学を希望する者はこの限りではない。

(1) 大学院修士課程又は同博士後期課程に在学する者は、当該課程に1年以上在学し、留学期間の前までに原則として4単位以上を修得していること。

(2) 大学学部又は短期大学部に在学する者は、当該課程に1年以上在学し、留学期間の前までに原則として31単位以上を修得していること。

（出願手続）

第6条 留学を希望する者は、所定の「海外留学許可願」に次の書類を添えて学長へ願出するものとする。

(1) 所属する研究領域、学科、専攻又はコースが発行する推薦書及び成績証明書

(2) 保証人の同意書

(3) その他本学が指定する書類

（留学許可）

第7条 留学は、研究科委員会又は教授会の議を経て、学長が許可する。

（学籍）

第8条 留学期間中の学籍は「留学」とする。ただし、第4条第1項第1号に定める留学期間は除く。

（修業年限及び在学期間への算入）

第9条 留学期間は1年を限度に修業年限に算入する。

2 留学期間は大学学部においては2年、大学院修士課程、同博士後期課程及び短期大学部においては1年を限度に在学期間に算入する。

（留学中に修得した単位の認定）

第10条 留学期間中に修得した授業科目の単位のうち本学が教育上有益と認めるときは、学則に定めるところにより、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 単位の認定に関する事項は別に定める。

（履修上の特別措置）

第11条 外国の大学等との学事暦上の差異に基づく履修上の特別措置に関する事項は別に定める。

（留学期間の延長）

第12条 第4条第1項第2号に定める留学期間による海外留学生は、1年を限度としてその期間を延長することができる。

2 第4条第1項第2号に定める留学期間による海外留学生で、かつ、大学院博士後期課程に在学する者は、前項による延長の後、さらに1年を限度としてその期間を延長することができる。

3 留学期間の延長を希望する海外留学生は、原則として留学期間の終期の3ヶ月前までに留学期間延長願を学長へ提出しなければならない。

4 留学期間の延長は、研究科委員会又は教授会の議を経て、学長が許可する。

（留学の取消・中断）

第13条 海外留学生が次の各号に該当する場合、学長が留学の取消又は中断を決定する。

(1) 留学の査証が認められない場合

(2) 病気その他やむを得ない事由が発生した場合

- (3) 学業成績不良で、成業の見込みがない場合
- (4) 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反した場合
(入国手続)

第 14 条 留学国入国に関する手続は、留学を希望する者の責任においてこれを行うものとする。

(留学終了手続)

第 15 条 海外留学生は、所定の留学期間を終了したときは、留学終了届、留学報告書、外国の大学等が交付する修了証明書又はそれに準ずる証明書及び本学が指定する書類を学長へ提出しなければならない。

(本学の学費)

第 16 条 留学期間中の本学の授業料、実習料、及び施設設備料に関する事項は別に定める。

(外国の大学等の検定料、入学料、授業料、その他費用)

第 17 条 外国の大学等における検定料、入学料、授業料、実習料、施設設備料、及び実験・実習・実技等で特別にかかる費用に関する事項は別に定める。

(規程の改廃)

第 18 条 この規程の改廃は、研究科委員会及び両教授会の議を経て理事会が決定する。

付 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。